

第 31 回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

次 第

令和 5 年 5 月 12 日（金）
午後 2 時～
5 階 中応接室及び WEB

1 開 会

2 議 事

- （１）懲戒処分の状況について
- （２）任命権者別の重点取組の状況等について
- （３）令和 5 年度における重点取組について

3 閉 会

大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム名簿

(令和5年5月12日)

	職 名	氏 名
委 員 長	市長	横 山 英 幸
副委員長	副市長	山 本 剛 史
委 員	東淀川区長	西 山 忠 邦
	旭区長	東 中 秀 成
	総務局長	吉 村 公 秀
	総務局人事部長	山 口 秀 岳
	政策企画室長	丸 尾 利 恵
	健康局長	新 谷 憲 一
	こども青少年局長	佐 藤 充 子
	環境局長	堀 井 久 司
	建設局長	寺 川 孝
	大阪港湾局長	丸 山 順 也
	水道局長	谷 川 友 彦
	教育長	多 田 勝 哉
	消防局長	橋 口 博 之
事 務 局	総務局人事部人事課	

(順不同)

第31回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

ページ

- | | |
|----------------------|----|
| 1 懲戒処分の状況について | 1 |
| 2 任命権者別の重点取組の状況等について | 9 |
| 3 令和5年度における重点取組について | 12 |

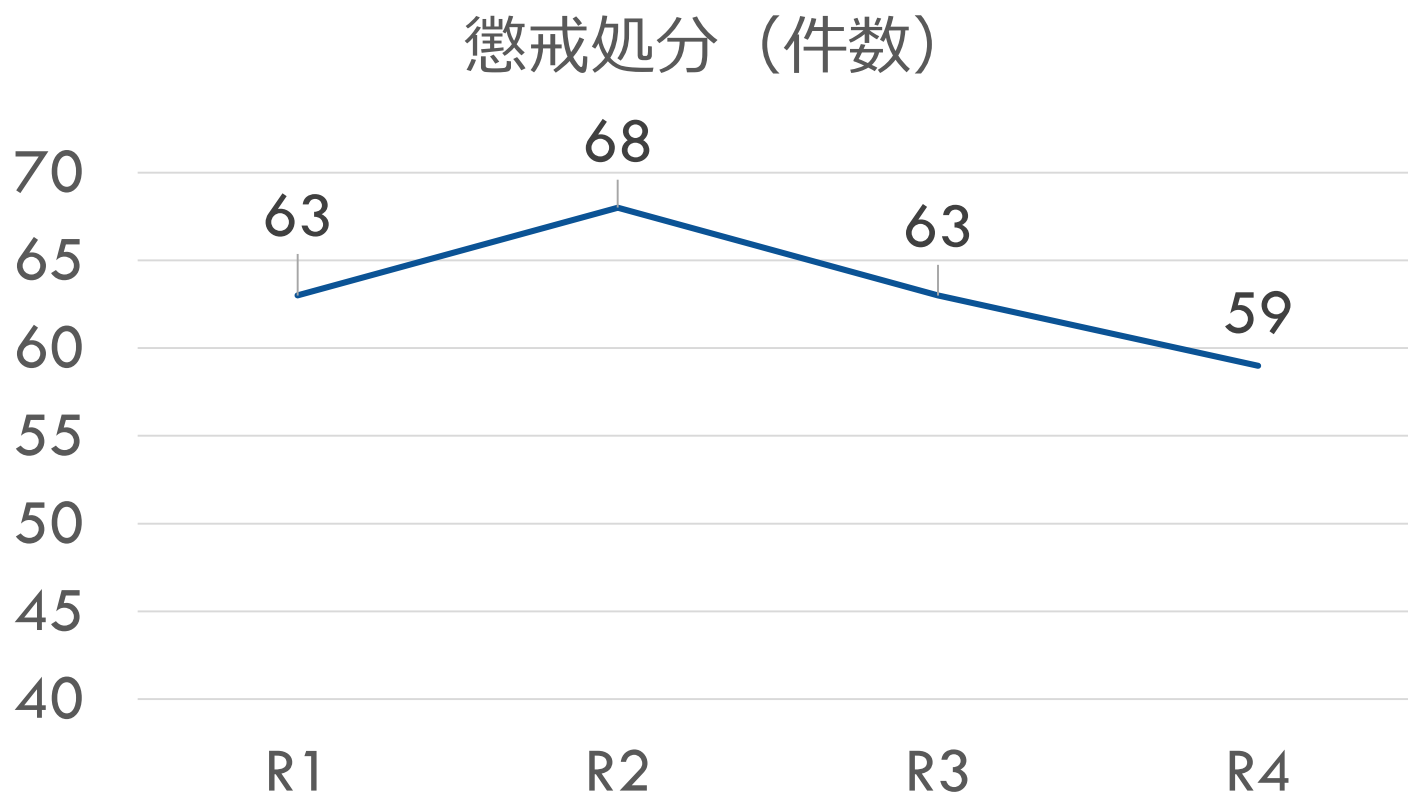
1 懲戒処分状況について ～①件数の推移～

※市長部局、水道局、消防局、市会・委員会を対象

期 間	処分件数
令和元年度（H31.4～R2.3）	63件
令和2年度（R 2.4～R3.3）	68件
令和3年度（R 4.4～R4.3）	63件※
令和4年度（R 4.4～R5.3）	59件

※コロナ自粛要請下における職員の会食事案64件を除いた件数

1 懲戒処分について ～①件数の推移～



➤ 令和2年度から懲戒処分件数の減少傾向

○令和4年4月～令和5年3月 事案別・所属別・職種別の懲戒処分件数表

(単位:件数)

事 案			件数計	所 属 別		職 種 別						
				市長部局等	学校園	1・3号				2号	消防 吏員	教員等
						課長 以上	課長 代理	係長	係員			
一般服務 関 係	①	喫煙	9	4	5				3		1	5
	②	マイカー通勤	0									
	③	個人情報関係	0									
	④	不適正事務	7	3	4		1	1	1			4
	⑤	手当の不正受給	0									
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	4	3	1				1	2		1
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	4	4				1	2	1		
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	8		8							8
	⑨	ハラスメント	2	1	1	1						1
	⑩	収賄等	0									
	⑪	管理監督責任	2	1	1						1	1
	⑫	その他	7	5	2				4	1		2
		合計	43	21	22	1	1	2	11	4	2	22
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	6	3	3				1		2	3
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	1	1		1						
	⑮	横領・窃盗等	3	2	1						2	1
	⑯	賭博	1		1							1
	⑰	薬物・大麻の使用	1		1							1
	⑱	その他	1	1					1			
		合計	13	7	6	1	0	0	2	0	4	6
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	2	1	1					1		1
	⑳	交通法規違反 交通事故	1	1						1		
		合計	3	2	1	0	0	0	0	2	0	1
総 計			59	30	29	2	1	2	13	6	6	29

○令和4年度と令和3年度の事案別懲戒処分の比較（令和3年度:コロナ自粛要請下における職員の会食事案の件数(64件)を除く）

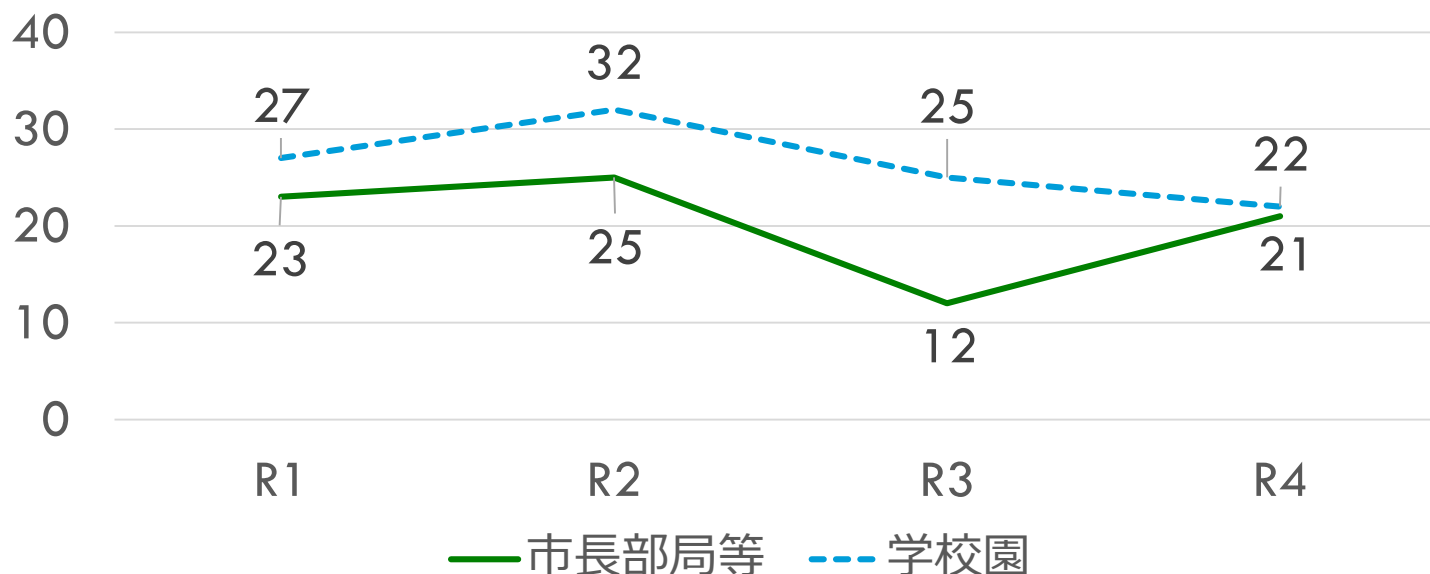
（単位:件数）

事 案			令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)			令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)			昨年度同時期 との比較 ①－②
			件数計 ①	所 属 別		件数計 ②	所 属 別		
				市長部局等	学校園		市長部局等	学校園	
一般服務 関 係	①	喫煙	9	4	5	4	1	3	5
	②	マイカー通勤	0			3	2	1	▲ 3
	③	個人情報関係	0			3		3	▲ 3
	④	不適正事務	7	3	4	1		1	6
	⑤	手当の不正受給	0			1		1	▲ 1
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	4	3	1	2	1	1	2
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反（事務懈怠等）	4	4		8	7	1	▲ 4
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	8		8	10		10	▲ 2
	⑨	ハラスメント	2	1	1	3	1	2	▲ 1
	⑩	収賄等	0			0		0	0
	⑪	管理監督責任	2	1	1	0		0	2
	⑫	その他	7	5	2	2		2	5
		合計	43	21	22	37	12	25	6
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為（のぞき、盗撮、痴漢等）	6	3	3	5	3	2	1
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	1	1		3	1	2	▲ 2
	⑮	横領・窃盗等	3	2	1	3	3		0
	⑯	賭博	1		1	12	12		▲ 11
	⑰	薬物・大麻の使用	1		1	0			1
	⑱	その他	1	1		0			1
		合計	13	7	6	23	19	4	▲ 10
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	2	1	1	2	2		0
	⑳	交通法規違反 交通事故	1	1		1	1		0
		合計	3	2	1	3	3	0	0
総 計			59	30	29	63	34	29	▲ 4

1 懲戒処分について ～②懲戒処分の傾向～

一般服務関係（件数）

※喫煙、不適正事務、ハラスメントなど



➤ 市長部局等

⇒ 令和3年度から4年度にかけて増加

➤ 学校園

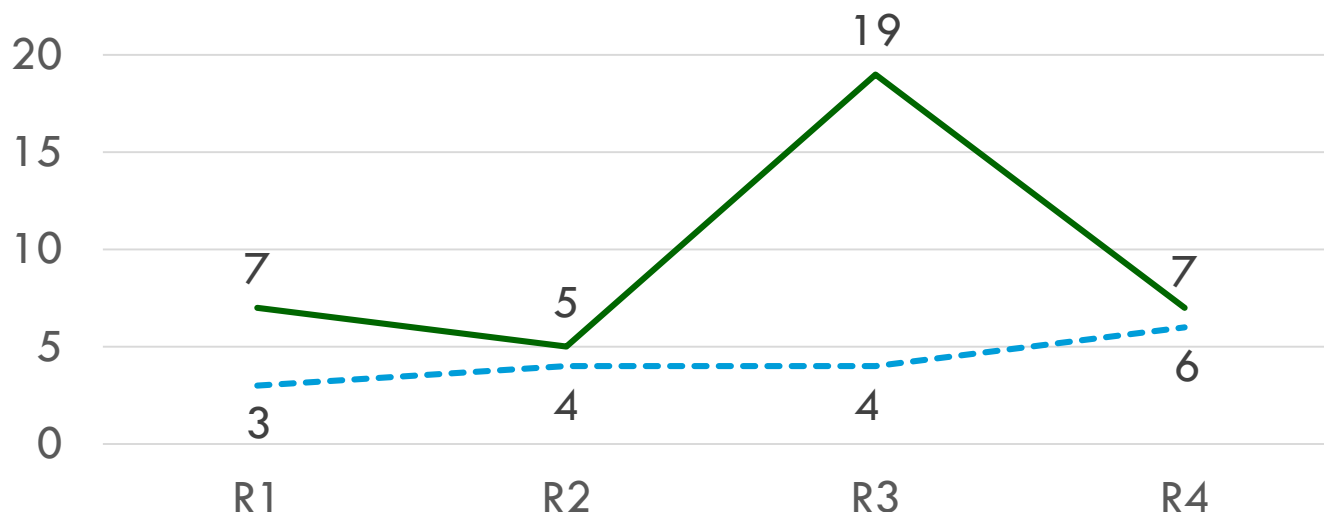
⇒ 令和2年度から減少傾向

令和4年度発生件数のうち、1件は免職事案

1 懲戒処分について ～②懲戒処分の傾向～

一般非行関係（件数）

※わいせつ行為、横領・窃盗、賭博など



➤市長部局等

⇒令和3年度から4年度にかけて減少

令和4年度発生件数のうち、2件は免職事案（窃盗など）※令和3年度は賭博12件が発生

➤学校園

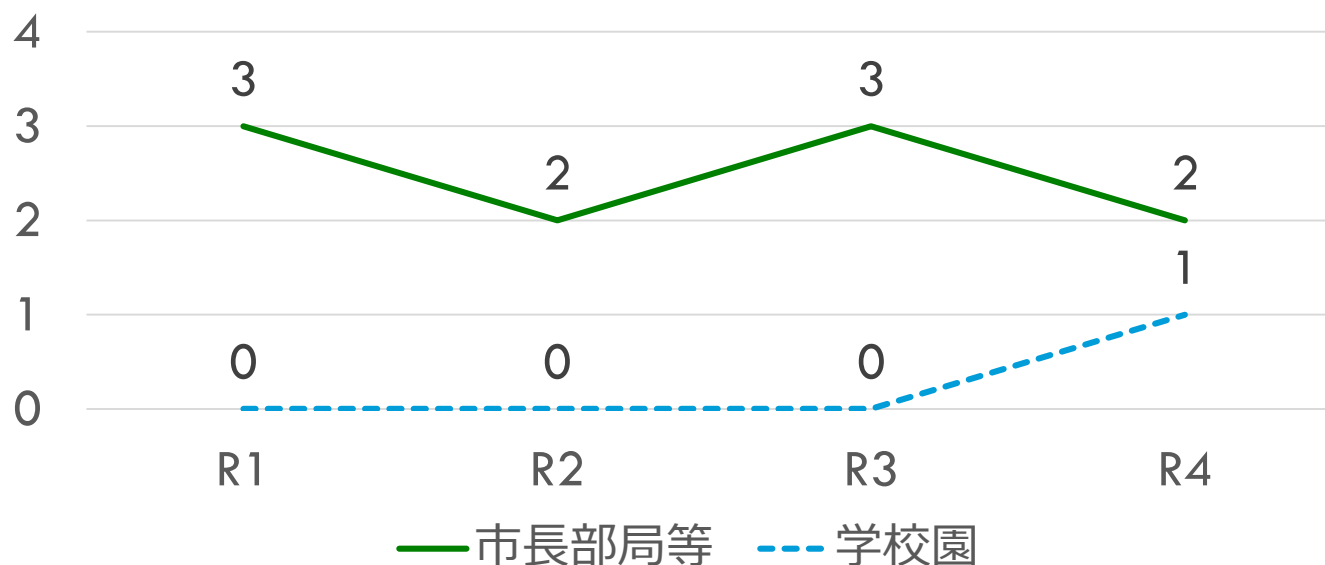
⇒令和3年度から4年度にかけて増加

令和4年度発生件数のうち、3件は免職事案（窃盗、覚せい剤など）

1 懲戒処分について ～②懲戒処分の傾向～

交通法規関係（件数）

※飲酒運転・交通事故



➤ 市長部局等

⇒横ばい傾向

令和4年度発生件数のうち、1件は免職事案（飲酒運転）

➤ 学校園

⇒令和4年度に1件発生し、免職事案（酒気帯び運転での交通事故）

1 懲戒処分状況について ～③今後の対策～

➤ 服務研修の内容の充実

⇒傾向を踏まえた事例を紹介するなど、
研修内容の充実を図る

➤ 庁内ポータルに掲載内容を更新

⇒特に注意すべき内容をトピックスとして周知する

➤ 懲戒処分事案の周知メールのブラッシュアップ

⇒職員の記憶や印象に残る啓発となるよう、
周知文言等を工夫する

2 任命権者別の重点取組の状況等について

・ 重点取組期間：令和4年4月～令和5年3月

・ 重点取組事案

【市長部局等】

①飲酒時の非違行為

②ハラスメント事案

【学校園】

①教職員による児童生徒に対する非違行為

②ハラスメント事案

任命権者	処分件数 全体	重点取組①	重点取組②
市長部局等	30件（34）	1件	1件（1）
学校園	29件（29）	8件（10）	1件
合計	59件（63）		

※（ ）内は令和3年度の件数

（コロナ自粛要請下の会食事案（市長部局等59件、学校園5件）を除く）

なお、令和3年度の市長部局等の重点取組①は、不適正事務事案

学校園の重点取組②は、喫煙事案のため比較なし

2 任命権者別の重点取組の状況等について

【市長部局等】（令和4年4月～令和5年3月）

- ✓ 服務研修において、重点取組事案の事例検討等を充実させ、さらなる周知徹底を図った。

＜令和4年度実施研修＞

- ・ 服務研修（局部長級）（8月～9月実施）
（課長・課長代理級）（ 同上 ）
（係長級以下）（ 同上 ）

⇒時期を前倒しにしたほか（例年10月以降実施）、
ハラスメントについては、啓発動画を盛り込むなど重点的に取り組んだ。

- ・ 中堅職員研修（11月実施）・ 新任業務主任研修（9月実施）

- ✓ 重点取組事案が発生した際、
全職員に対してメールで注意喚起を行った。

- ✓ 夏季、年末年始に重点取組事案を盛り込んだ綱紀保持の
徹底についての通知を発出し、繰り返し啓発活動を行った。

2 任命権者別の重点取組の状況等について

【学校園】（令和4年4月～令和5年3月）

✓ 服務研修における重点取組項目の周知徹底

- ・ 校園長服務研修
- ・ 教職員服務・コンプライアンス研修
- ・ 教頭昇任予定者研修
- ・ 新任指導教諭研修 など

✓ 服務監察だよりの発行（3回）

- ・ 令和4年4月 ハラスメント防止規程の一部改正
- ・ 令和4年6月 服務規律刷新PT会議の報告、服務規律確保に向けた重点取組 など

✓ 事務局職員による学校園への巡回監察（79箇所）

- ・ 新任校園長の在籍する学校園 など

✓ 服務規律の確保に関する通知・通達の発出

- ・ 毎月定例で行う懲戒処分公表の際に、各事案を踏まえた注意点等を示した通知文を発出。
- ・ 夏季期間や年末年始の時期に、法令等の遵守及び服務規律の保持に関する通達を発出。
- ・ 令和4年8・9月に、一般非行関係で、本市教職員が立て続けに逮捕されたことから、同年9月に、改めて服務規律の確保に係る通知を校園長及び教職員あて発出。

3 令和5年度における重点取組について

重点取組事案（令和5年4月～令和6年3月）

任命権者	重点的に取り組む事案
市長部局等	① 飲酒時の非違行為 ② ハラスメント事案
学校園	① 教職員による児童生徒に対する非違行為 ② ハラスメント事案

【市長部局等】

① 飲酒時の非違行為

コロナが5類感染症に移行されたことに伴い、今後、飲酒機会の増加も想定されることから、**継続**とする。

② ハラスメント事案

引き続き事案が発生しており、働きやすい職場環境を構築するには、切れ目のない取組みが必要不可欠なため、**継続**とする。

【学校園】

① 教職員による児童生徒に対する非違行為

体罰・わいせつ行為等の非違行為が引き続き発生しており、安全・安心な教育環境を実現するためには取組みが必要不可欠であるため、**継続**とする。

② ハラスメント事案

引き続き事案が発生しており、教職員が働きやすい職場環境を構築するには、切れ目のない取組みが必要不可欠であるため、**継続**とする。